

国立大学法人東京学芸大学謝金支給基準の一部改正について

改正理由：謝金種別を追加することに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正					現 行				
〔省略〕					〔省略〕				
第3 学術、文化講演、実験、実習又は研究指導、その他専門技能の提供を依頼した場合、その者に支払う謝金の額は、別表1、別表2、別表3、別表4及び別表5のとおりとする。					第3 学術、文化講演、実験、実習又は研究指導、その他専門技能の提供を依頼した場合、その者に支払う謝金の額は、別表1、別表2、別表3、別表4及び別表5のとおりとする。				
2 〔省略〕					2 〔省略〕				
〔省略〕					〔省略〕				
別表1					別表1				
謝金基準単価表					謝金基準単価表				
No.	種 別	単 価	備 考	所得税の取扱	No.	種 別	単 価	備 考	所得税の取扱
〔省略〕					〔省略〕				
28	連携コーディネート協力謝金		※別表5による	所得税なし	28	連携コーディネート協力謝金		※別表5による	所得税なし
29	論文査読謝金	3,000円/件	本学が刊行する学術雑誌の学外査読者	報酬					
〔省略〕					〔省略〕				
附 則									
この基準は、令和5年7月10日から施行し、令和5年7月実施分から適用する。									